

# ヘルメス親睦会会則

株式会社ヘルメスシステムズ、株式会社 Hermes Corporation 株式会社ヘルメス・ソフトウェア研究所（以下、「会社」という）の従業員ならびに経営陣は、従業員および経営陣の相互の親睦を図る活動を行うために「任意団体」を組織し、以下の通り会則を定める。

## 第1条（名称）

当会の名称は「ヘルメス親睦会」と称する。

## 第2条（会員）

当会の構成員は、会社の従業員および会社の役員の全員加入制とする。

但し、日給月給制に依らない従業員については、会員の資格を運営責任者が決定する。

## 第3条（事業内容）

当会は、会員の親睦に資する、以下の事業を行う。

1. 社員旅行
2. 新入社員歓迎会
3. 各種レクリエーション
4. 各種慶弔儀礼
5. その他、上記各号に付帯する事業

## 第4条（運営）

当会は、会社の従業員および役員の付託により、株式会社ヘルメスシステムズの総務部が運営する。

2. 運営責任者は同社の総務部長とする

3. 運営責任者は、同人が会社の従業員または役員から選任したる者を理事として、運営実務を委託することが出来る。

## 第5条（運営役員）

当会は、以下の理事により運営する。

1. 会長： 総務部長1名とする
2. 企画担当理事： 総務部長が1名を選任する。
3. 会計担当理事： 総務部長が1名を選任する。
4. 会長の選任により、若干名の理事を補充できる。

5. 各理事は、行事遂行に際し他の従業員若干名を委員として選任することができる。
6. 会長および理事の任期は会社における役職および地位にある限り無期限とする。  
但し、一般理事の任期は、会長の指揮により理事職の解任、変更を行った場合はこの限りではない。
7. 委員の任期は行事終了を以て自動終了とし、終了の認識は各担当理事が行う。

#### 第6条（会費）

当会の会費は、会員一人当たり、月額2,000円とする。

2. 会費の額は、従業員代表と会社の役員とが協議して定めた額に変更することができる。その場合は、本条1. 項の会費は変更後の額と読み替える。
3. 会費の徴収は、会社の従業員にあっては給与天引きとし、会社の役員については会社が月次に所定員数分を負担する。
4. 会員が従業員と役員を兼務する場合は、その会員個人の給与天引きとする。
5. 会費は、会員が退職または免職等により会員資格を失ったとしても、返還しない。

#### 第7条（会計年度）

当会の会計年度は、毎年7月1日より翌年6月30日とする。但し、初年においては発会または継承日を起算日とする。

#### 第8条（附則）

当会は平成3年11月27日の株式会社ヘルメスシステムズの設立に際して発会し、運営主体の変遷を経て、平成29年11月1日に全ての運営要領を継承したことにより、当会会則の全条を定めるものであり、同日に発効する。

当会継承時の役員は以下の通りである。

平成29年11月1日

ヘルメス親睦会 理事 会長 大中三恵

企画担当理事 青木裕佳

会計担当理事 小林遼伍